

盛岡市立保育所民営化について

I 保育所をめぐる現状

- 1 保育、子育てをめぐる社会背景
- 2 市の人口と就学前児童数の推移
- 3 就学前児童における保育所利用状況
- 4 保育所の定員数と入所率の推移
- 5 特別保育等の利用状況
- 6 本市の子育て支援の取り組み状況
- 7 保育制度の改正及び財源の状況
- 8 市の財政の推移
- 9 第1次行財政構造改革の取組みと成果
- 10 市と保育所の関係

- 11 常勤職員の平均年齢と正規職員の占める割合
- 12 保育料の軽減
- 13 保育費用の公私格差

II 盛岡市保育所民営化方針

- 14 公立保育所民営化方針
- 15 民営化に関する基本的な事項
- 16 民営化した場合の効果額

III 盛岡市立保育所民営化計画

- 17 民営化を進める理由
- 18 計画の目的
- 19 民営化の時期と対象保育園
- 20 民営化の形態
- 21 運営主体
- 22 職員の処遇
- 23 主な運営の条件
- 24 移管先法人の公募と選定
- 25 引継ぎ
- 26 移管後の市の関与
- 27 第1次民営化実施計画

- 28 民営化対象保育園の選定理由
- 29 津志田保育園が民営化になると
- 30 民営化対象保育園の選定理由
- 31 なかの保育園が民営化になると

I 保育所をめぐる現状

1 保育・子育てをめぐる社会背景

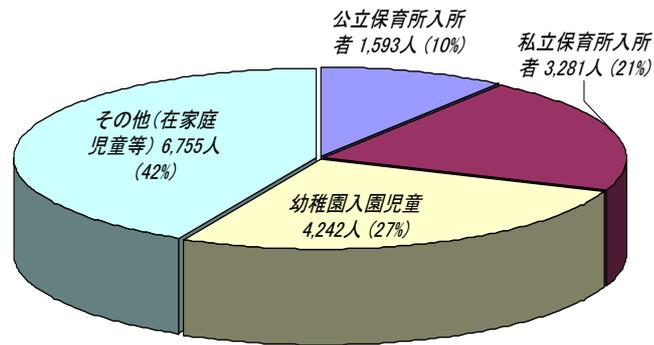
- 女性の社会進出により、保育ニーズが増大しています。
- 就労形態の多様化により、保育メニューの多様化が求められています。
- 核家族化により、保護者の育児に対する孤独感・負担感が増大しています。

2 市の人口と就学前児童数の推移

区分	H14	H15	H16	H17	H18
人口（推計人口10月1日現在）	288,523人	288,173人	288,035人	287,186人	—
出生数（1～12月）	2,671人	2,613人	2,642人	2,536人	—
就学前児童数（5月1日現在）	16,055人	15,867人	15,858人	15,542人	15,871人
保育所入所者数（5月1日現在）	3,886人	4,034人	4,259人	4,300人	4,874人
待機児童数（4月1日現在）	10人	10人	48人	70人	35人
幼稚園児数（5月1日現在）	4,496人	4,322人	4,291人	4,202人	4,242人

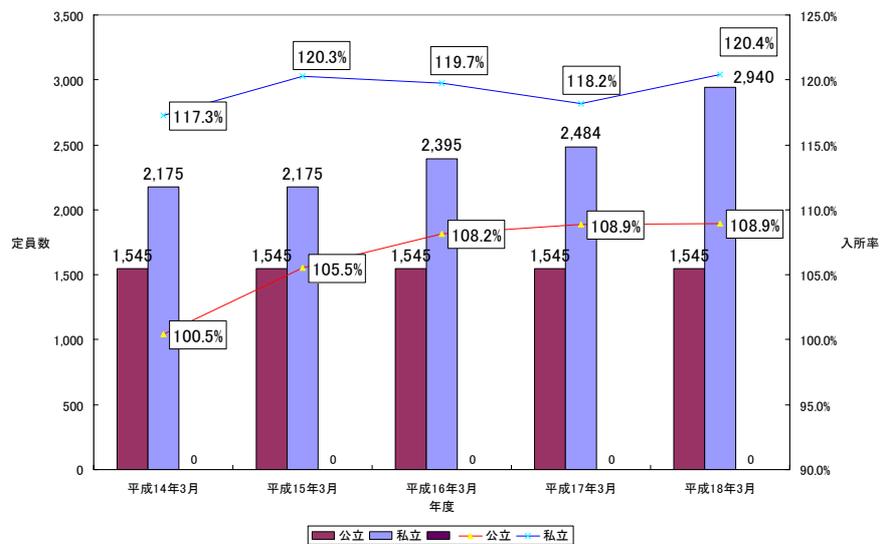
3 就学前児童における保育所利用状況(平成18年5月)

就学前児童数 15,871人



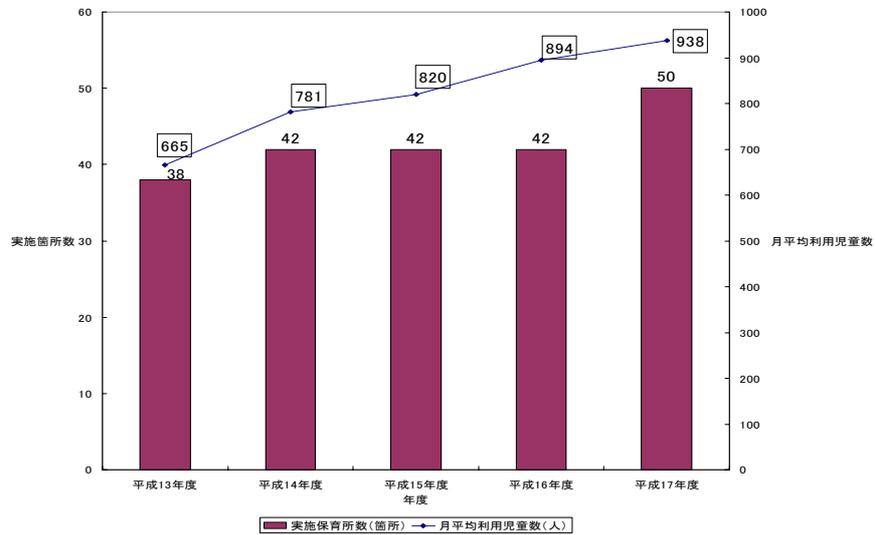
4 保育所の定員数と入所率の推移

保育所の定員数及び入所率の推移

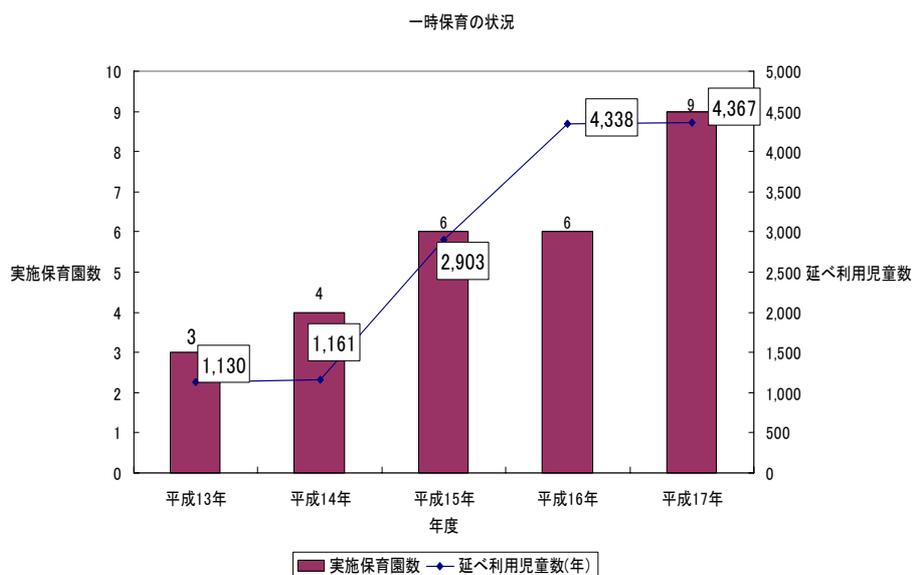


5 特別保育等の利用状況

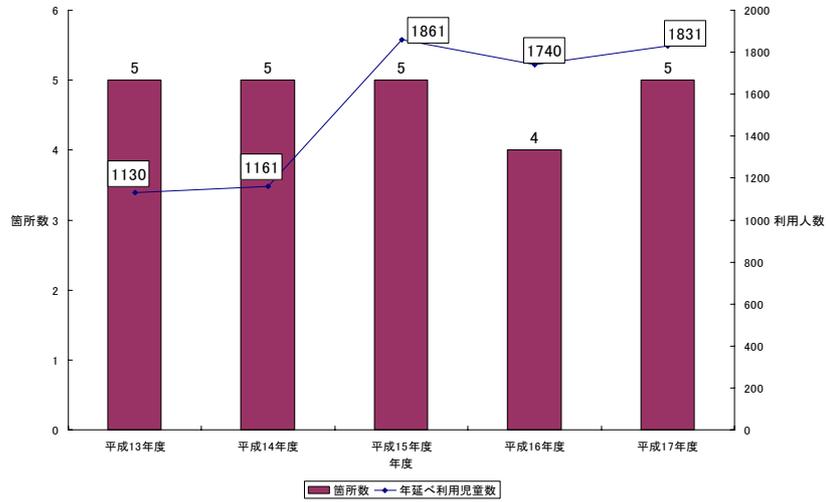
(1) 延長保育の利用状況



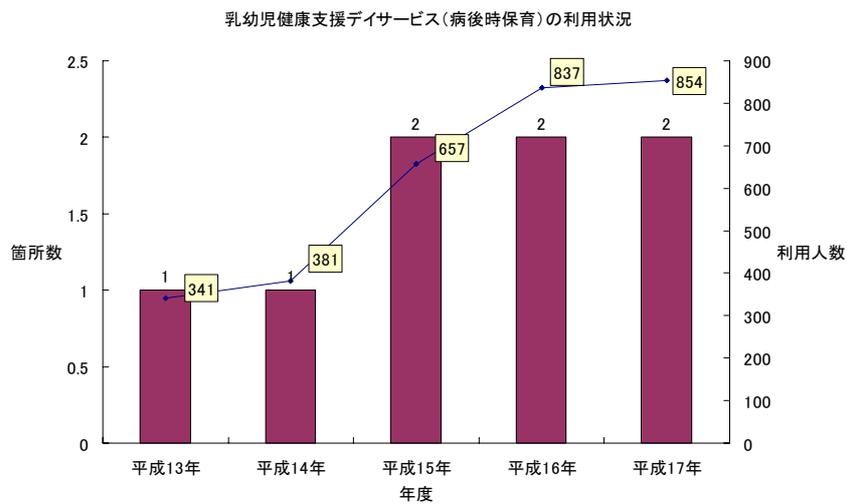
(2) 一時保育の利用状況



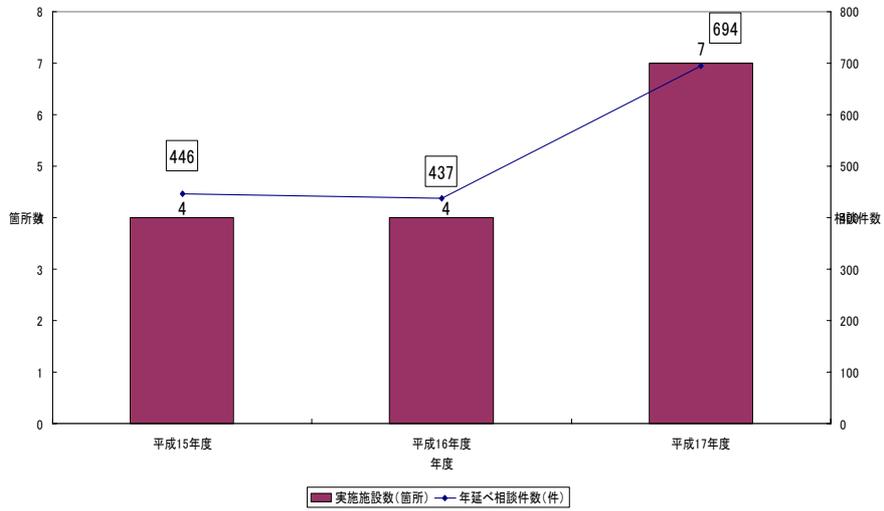
(3) 休日保育の利用状況



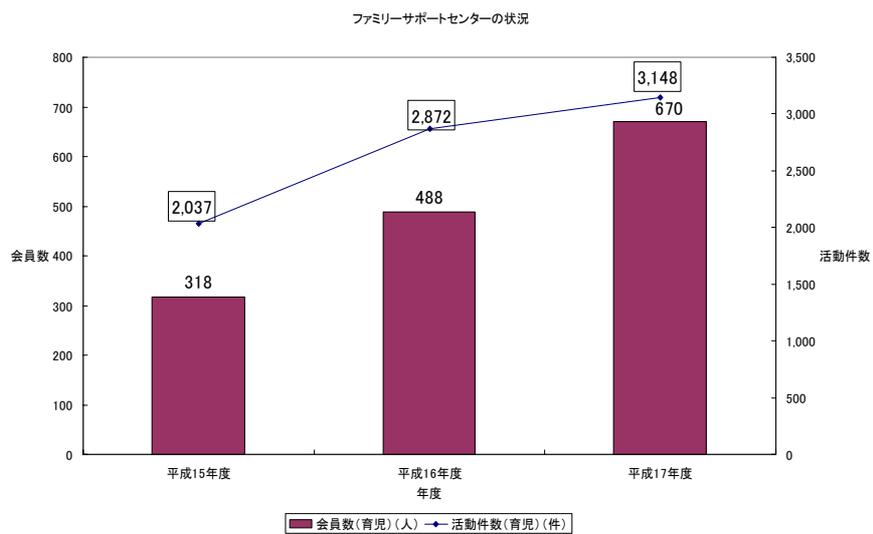
(4) 乳幼児健康支援デイサービス(病後時保育)の利用状況



(5) 地域子育て支援センターの実施状況



(6) ファミリーサポートセンターの利用状況



6 本市の子育て支援の取り組み状況

■ 盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画

(平成17年度～平成21年度)

- 盛岡市保育計画(待機児童50人以上で解消計画)
- 待機児童解消のための定員拡大(平成15年度120名、平成16年度100名、平成17年度80名、平成18年度230名)
- 保護者の就労形態に応じた多様な保育メニューの提供(延長保育50園/50園、一時保育12園/50園、休日保育6園/50園乳幼児健康支援デイサービス2ヶ所)
- 在宅等で子育てする家庭への支援(子育て支援センター(8ヶ所)、ファミリーサポートセンター(1ヶ所)、つどいの広場(1ヶ所))

7 保育制度の改正及び財源の状況

保育制度改正の動き

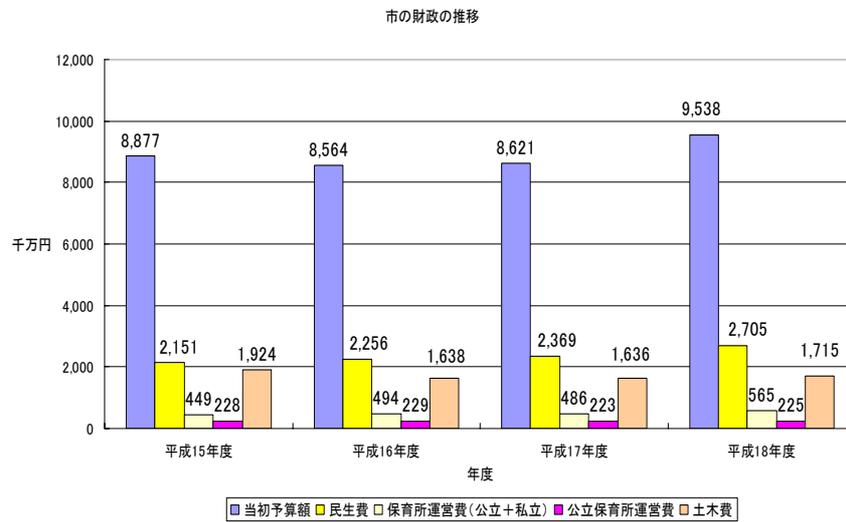
- 平成15年度 次世代育成支援対策推進法が成立
児童福祉法改正 待機児童が50人以上の自治体に対する保育に関する計画の作成。
三位一体改革に関する政府・与党合意
民間保育所は国庫負担制度は堅持する一方公立保育所運営費は一般財源化
- 平成16年度 児童福祉法一部改正 公立保育所運営費を一般財源化するための国庫負担規定削除
- 平成17年度 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設設備整備費国庫負担(補助)金を次世代育成支援対策施設整備交付金化

保育制度の改正に伴う財源的な動き

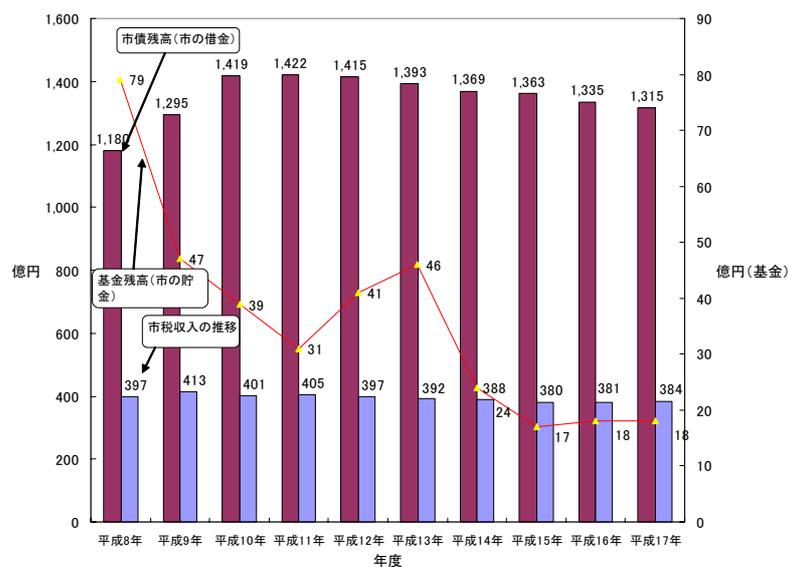
- 平成16年度 公立保育所の運営費が一般財源化
入所児童数×単価×3/4
↓
所得譲与税+地方交付税
- 平成17年度 特別保育事業が次世代育成支援ソフト交付金化 補助率3/4,2/3
↓
補助率1/2
- 施設整備が次世代育成ハード交付金化 国1/2,県1/4,法人1/4
↓
国1/2,市1/4,法人1/4
- 平成18年度 公立保育所の施設整備が次世代育成支援ハード交付金の対象外となる
(国1/2が起債となる)

8 市の財政の推移

(1) 一般会計・民生費・保育所運営費・土木費



(2) 市税収入の推移と市債・基金残高の推移



9 第一次行財政構造改革の取組みと成果

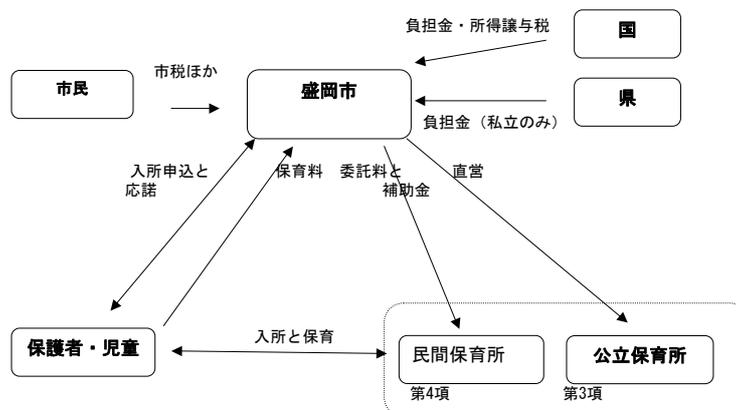
H16～18年度で約170億円の財源不足
＝財政再建団体転落の危機

各種の改革により単年度での赤字を出さず
財政再建団体転落を回避

- ☆公共事業の40%削減(3年間で約114億円)
- ☆事務事業等の15%削減(3年間で約47億円)
- ☆職員数の削減(3年間で106人／約10億円)
- ☆職員給与等の適正化・削減(3年間で約10億円)
- ☆未利用資産の売却(出資の引揚げ約6億円など)
- ☆民間委託の推進(運転業務, ごみ収集業務など)
- ☆指定管理者制度の導入(177施設に導入)

10 市と保育所等の関係

保育制度(児童福祉法第35条第3項, 第4項による)



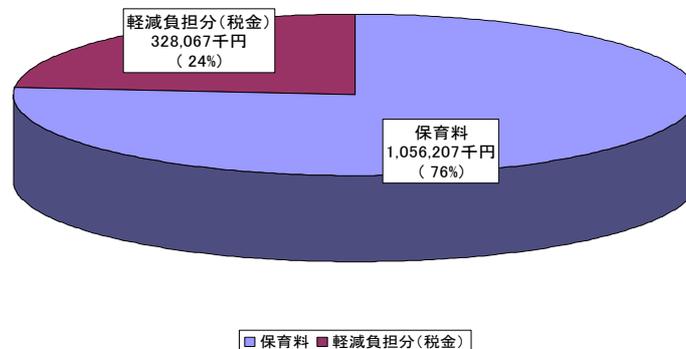
11 常勤職員の平均年齢と正規職員の占める割合

保育所正規職員雇用状況

	常勤職員配置数（平成18年4月1日）							
	園長	保育士	看護師	栄養士	調理員	用務員	事務員	計
私立保育所 (32園) 職員数	32人	291人	15人	24人	29人	—	16人	407人
平均年齢	60.0歳	34.6歳	44.0歳	33.4歳	42.4歳	—	38.0歳	37.6歳
正職員の占める割合	100%	49%	60%	77%	41%	0%	47%	
公立保育所 (18園) 職員数	18人	168人	7人	18人	22人	18人	0人	251人
平均年齢	55.9歳	41歳	55.7歳	42.2歳	39.2歳	42.2歳	0	43歳
正職員の占める割合	100%	65%	100%	100%	55%	100%	—	

12 保育料の軽減

保育料の構成

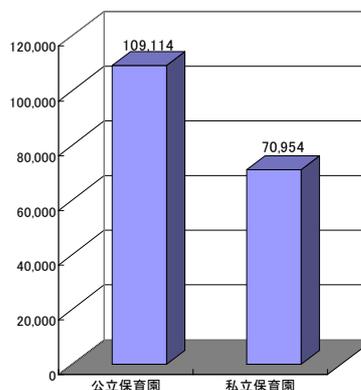


13 保育費用の公価格差(平成17年度決算)

児童1人あたり運営費
(保育所運営費÷延児童数)

公立 109,114円/月

私立 70,954円/月



年額では児童1人あたり
457,920円の差があります。

II 盛岡市保育所民営化方針

14 公立保育所民営化方針

■ はじめに

盛岡市は、限られた財源の中で、多様化する保育ニーズに応じていくために、今ある公立保育所の運営について、抜本的な見直しを行う必要があると考え、保育所管理運営業務について、次のとおり方針を決定したものです。

■ 民営化を進める理由

盛岡市は、地方分権が進むなかで、基礎自治体としての役割をとらえ直すとともに、厳しい財政状況を克服し、少子高齢化への対応など市政に託されたさまざまな課題に対応するため、行財政運営全般の構造改革を進めています。

「最小の経費で最大の効果をあげるよう」努めることが行政の責務であり、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討すべきであり、その方法が変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる点で優れているのであれば変えていくべきと考えています。

かつて保育所では、一定の保育サービスを提供すれば足りていましたが、保護者の就労形態などの変化により、保育ニーズが多様化し、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟さが求められています。

このような状況から、民間保育所を持つ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービスの水準を検証しながら、「民間でできることは民間に委ねる」を原則に、平成20年度から、公立保育所の管理運営業務の民営化を進めることとしたものです。

■ 民営化方針の検討過程

盛岡市は、平成16年度に「公立保育所のあり方を考える検討委員会」を設置し、公立保育所の運営の効率化、多様化する保育需要への対応策や公立保育所の民営化の是非についてご意見をいただきました。

検討委員会では、「公立保育所は現体制(直営)で行ってほしい」とまとめられ、最後に「現体制のままで行ってほしいが、決定するのは盛岡市である。できるだけ検討委員会の意見を吸い上げてほしい、盛岡だけでなく、日本の将来を担う子どもの健全育成のための方策をとってほしい」という内容の言葉でしめくられ、全日程が終了したものです。

盛岡市は、検討委員会で出された貴重なご意見を踏まえながら、現在の社会経済情勢のもとで、低年齢児を中心に増加する待機児童を解消するため施設整備をどう進めるべきか、多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため今後の保育所運営はどうあるべきか、在家庭児童世帯への支援の拡大などを含め子育てに関する施策全体をどう充実させるかなどを総合的に検討し、公立保育所の民営化方針を決定したものです。

■ 民営化にあたっての留意点

保育所の新しい運営先の選定に当たっては、民間活力の導入を推進する観点から、広く経営主体を募集することとしています。保育所経営に意欲があつて、安定的に継続的に運営でき、保育方針や目標をもって保育を行う法人などを選定したいと考えています。

保育士の配置数については、厚生労働省で基準が定められていますが、職員の配置計画なども法人を選定する際に考慮すべきだと考えています。

保育士や調理員などの職員は、新たに運営を引き受ける法人が採用した職員に全て変わりますが、職員が変わっても子どもたちが楽しく、安心して保育所に通所できるよう、子ども一人ひとりの状況をきめ細かく引受け法人などへ引き継ぐなど、保育の引継ぎには万全を期したいと考えています。

■ 民営化の進め方

盛岡市は、公立保育所でなければ保育サービスが保てないことはないという考えから、保育需要の動向など保育を取り巻く環境を適切に把握しながら、一度に全保育所を民営化するのではなく、順次民営化を進めそれによって生み出される財源を生かし、地域の子育て家庭への支援策の拡充など、子育てに関する施策全体の充実に図ることが大切だと考えています。

また、公立保育所の職員については、ほかの公立保育所などへ配置転換し、定年などによる退職者を補充しないで民営化を進めようとするものです。

なお、全保育所が民営化された場合の財政上の効果は、私立保育園の運営費が一般財源化されないという前提及び地方交付税の影響額を含めると、1年間で約10億円と見込んでいます。

■ おわりに

今後、民営化を円滑に進めることができるよう、具体的な計画を作成することになります。子どもたちが、心身ともに健やかに育つことを願い、安心して子どもを生み、育てることができる環境を積極的に整えていきたいと考えていますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

15 民営化に関する基本的な事項

- 現在、盛岡市には、保育所が50園あり、うち公立保育所は18園(36%)、私立保育所は32園(64%)です。
- 18年5月現在、保育所の入所児童数は4,874名で、うち公立保育所には1,593名(32.7%)、私立保育所には3,281名(67.3%)が入所しています。
- 「民営化」とは、公立の保育所を市内32園のような私立(民営)の保育所に移行することです。
移転新築する場合を除き、建物と敷地はそのまま、保育所の運営主体が盛岡市から民間の法人に代わり、職員も民間法人が雇用する職員に代わることとなります。
- 私立保育所の運営費用は、市が私立保育所に対して支出する公費で賄われています。運営費用が公費であることは、公立保育所と同じです。

- 保育料は、公立保育所も私立保育所も市の基準により同じです。民営化になっても保育料が高くなるということはありません。
- 保育内容の基準は、公立も民間も国の「保育所保育指針」に基づいています。
- 民営化しても、保育を実施する責任は市にあります。また、平成20年度からは、中核市移行に伴い、指導監査権限を持つことになり、保育所へのよりきめ細やかな指導が可能になります。

16 民営化した場合の効果額

公立保育所18園を全て民営化した場合の1年間の効果額

	効果額	保育所1園あたり (効果額÷18園)
歳出	千円 △ 817,000	千円 △45,389
歳入	711,000	39,500
地方交付税	△ 570,000	△31,666
差引	△958,000	△53,223

Ⅲ 盛岡市立保育所民営化計画

17 民営化を進める理由

- 盛岡市では、地方分権が進むなかで、基礎的自治体としての役割をとらえ直すとともに、厳しい財政状況を克服し、少子高齢化の対応など市政に託された様々な課題に対応するため、行財政運営全般の構造改革を進めています。
- 行政の責務として、「最小の経費で最大の効果をあげるよう」努めることが求められています。
- 保育ニーズが多様化し、きめ細やかに対応する柔軟さが求められています。
- 民間保育所のもつ機動性や柔軟性を生かして、多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や責任の確保策、効率性、サービス水準を検証しながら、「民間にできることは民間に委ねる」を原則に、公立保育所の民営化を進めることとしたものです。
- 当市では平成17年度に待機児童が50人以上となっており、児童福祉法において「公有財産を貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」と規定されており、市としても、民営化を進め、待機児童の解消に努めなければならないものと考えております。

18 計画の目的

- 民営化の基準を定め、市民・事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者や市民の不安を解消し、優良な事業者の参入を促進し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

19 民営化の時期と対象保育所

- 民営化は順次行っていきますが、おおむね5年間を単位にその期間内における民営化の計画を立て進めます。
- 対象保育所は、待機児童数、施設設備、就学前児童数、特別保育のニーズ等の状況を勘案しながら判断していきます。

20 民営化の形態

- 民営化の形態は、施設の設置・運営を民間が行う民間移管方式とします。
- 土地は、10年間無償貸付とします。
- 建物・備品及び工作物は、無償譲渡とします。
- 建物が国の処分制限期間(木造27年, 鉄筋コンクリート60年)を超えている場合などについては、現在地での建て替えの可能性などを検討したうえで、建物は、民間で建設していただくこととします。

21 運営主体

- 運営主体は、社会福祉法人又は社団・財団法人で保育所を運営していることに限ることとします。
- 理由 1 国で定める財産処分制限期間内に無償譲渡する場合には、地方公共団体、社会福祉法人又は社団・財団法人に限られています。
- 2 財産処分制限期間を超えて譲渡する場合は、国の制限はありませんが、
 - ①市の財産を無償譲渡すること。
 - ②法人の設立目的などから判断して、社会福祉法人又は社団・財団法人とすることとします。

22 現在公立保育所に勤めている職員の処遇

- 定年等により退職した場合、新たな職員を補充しないで職員の数徐々に減少させながら、民間への移管を進めます。
- 対象保育所に勤めている職員は、他の公立保育所等への配置換えをします。

23 主な運営の条件

	現行	民営化後
通常保育時間と休園日	7:00～18:00 日曜、祝日、年末年始	7:00～18:00 日曜、祝日、年末年始
受入年齢・定員	0歳児または1歳児から	0歳児から 移管前の定員を下回らないこと
職員配置	園長・保育士・看護師・栄養士・調理員・用務員	園長・保育士・看護師・栄養士・調理員
特別保育(延長保育時間)	18:00～19:00	18:00～20:00
特別保育(休日保育・一時保育)	事業を行っていない	事業実施(協議)

24 移管先法人の公募と選定

- 移管先法人は、公募により選定することとします。
- 応募資格は、
 - ①岩手県内に法人本部がある社会福祉法人等であること
 - ②岩手県内において認可保育所を設置運営している実績があること
- 選定
 - ①応募提案を審査選定するため選定委員会を設置します。
 - ②選定委員は、学識経験者、対象保育園の保護者代表等から5名程度を選任します。
 - ③選定委員会の会議は非公開としますが、応募者からのヒアリングは公開とします。
 - ④選定要領は、選定委員会で協議して定め、公表します。
 - ⑤選定委員会が選定した法人と移管の事業の内容等について協議したうえで、市長が決定します。

25 引継ぎ

民営化による児童への影響をできるだけ少なくするためにきめ細やかな引継保育を行います。

(1) 移管までの準備期間と移管計画の策定

移管先法人が決定されてから移管までの準備期間として1年間を確保するよう努め、事業者の引継体制や保護者の理解等、移管されるまでに十分な準備ができるよう移管計画を立てます。

(2) 引継の進行管理等

円滑に移管が行われるよう、移管計画に基づき進行管理を行うとともに、

問題が生じた場合には、必要な改善・指導を行います。

移管準備期間や引継保育期間において、市は研修や職員配置について必要な支援を行います。

(3) 引継保育の実施

移管のための準備期間中に市職員と事業者職員が合同で保育にあたる期間を設けます。その期間中に子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継保育を行います。

引継保育の期間は、1年を目安としますが、その具体的な期間については、保育所の状況を踏まえ、保護者・事業者・市で協議のうえ、定めず。

(4) 保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、事業者の決定後、速やかに三者による話し合いの場を設けます。

事業者職員と市立保育所職員の両者が円滑な移行に向けた意識づくりを行うため互いに交流する場を設けます。

26 移管後の市の関与

(1) 移管後における市の関与

事業者の質の維持向上のため、市は他の私立保育所と同様に補助金や研修の面で支援していきます。

(2) 移管後の保育内容の確認等

移管後においても、市職員の訪問指導を行い、円滑な引継ぎに努めます。また、引き続き一定期間、保護者・事業者・市の三者において定期的な話し合いの場を設け、保育内容を確認し、移管に関する問題が生じた場合必要な改善・指導を行います。

(3) 保育内容の評価と結果の公表

移管後における保育内容について、保護者のアンケート等を市が実施し、その運営状況の評価を公表します。

27 第1次民営化実施計画

- 平成18年度から平成22年度までの5年間で第1次民営化実施計画の期間とします。
- 民営化の時期と対象とする保育所は次のとおりとします。

移管年度	保育所名	認可年月日 改築年	敷地面積	建築延べ面積	定員 保育開始年齢
平成20年度	津志田保育園	昭和45年4月1日 平成元年改築	3,656	601	90名 1歳
平成21年度	なかの保育園	昭和45年5月1日	1,494	422	90名 1歳

28 民営化対象保育園の選定理由

(1) 津志田保育園

- ① 都南地区での乳児保育の需要が高いこと。
- ② 園庭が広く乳児保育を行うための乳児・ほふく室等の整備が可能であること。
- ③ 今後も保育需要が見込めること。

都南地区(平成18年4月)

保育所名	定員	入所児童		乳児保育
東見前保育園	90	90		
見前保育園	120	125		
津志田保育園	90	94		
飯岡保育園	120	120		○
永井保育園	90	97		
乙部保育園	60	64		
手代森保育園	90	91		
アイリス保育園	90	103		○
都南保育園	60	63		○
計	810	847		

充足率 105 %

29 津志田保育園が民営化になると

現行	民営化
1歳児からの受け入れ	→ 0歳児からの受け入れ
7時までの延長保育	→ 8時までの延長保育
	→ 休日・一時保育の実施
	→ 子育て支援センター事業の実施
	→ 施設整備(乳児室の増築等)

30 民営化対象保育園の選定理由

(2) なかの保育園

- ① 施設が老朽化しており、建て替えが必要なこと。
- ② 建て替えのための保育用地が近隣にあること。
- ③ 乳児保育の需要があること。
- ④ 近接して住宅地の開発等があり、今後も保育需要が見込めること。

河南地区（平成18年4月）

保育所名	定員	入所児童		乳児保育
なかの保育園	90	93		
とりよう保育園	45	40		○
久昌寺保育園	90	101		○
山王保育園	45	46		○
キンダーホーム	150	158		○
川目保育園	110	110		○
第二山王保育園	90	98		○
かがの保育園	120	130		○
計	740	776		

充足率 105 %

31 なかの保育園が民営化になると

現行	民営化
施設 見石地区	→ 東安庭地区
敷地面積1,500m ²	→ 3,000m ²
1歳児からの受け入れ	→ 0歳児からの受け入れ
7時までの延長保育	→ 8時までの延長保育
	→ 休日・一時保育の実施
	→ 子育て支援センター事業の実施